

○ 八王子市猫の譲渡に関する要綱（平成 28 年 4 月 1 日施行）

平成 28 年 4 月 1 日施行

改正 平成 30 年 3 月 1 日
令和 3 年 3 月 5 日
令和 4 年 8 月 1 日
令和 5 年 3 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、八王子市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 26 年八王子市条例第 54 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項に基づく譲渡に関する事項を定め、八王子市保健所（以下「保健所」という。）において適正な方法で猫の譲渡を行うことにより、殺処分される猫の減少を図るとともに、猫の適正な飼養管理の普及を目的とする。

（譲渡対象猫）

第 2 条 譲渡の対象となる猫は、保健所に引き取られ又は収容されたもののうち、次の各号に定める基準を満たし、八王子市保健所長（以下「保健所長」という。）が譲渡可能と認めた猫（以下「譲渡対象猫」という。）をいう。

- (1) 栄養状態が良く、外見上健康と認めるもの。
- (2) 人及び社会等に順応性があると認めるもの。
- (3) その他保健所長が適当と認めるもの。

ただし、譲渡を受けようとする団体の飼養経験、資質及び能力等について支障がないと保健所長が認めるときは、前各号の規定は適用しない。

（譲渡の種類）

第 3 条 譲渡の種類は、八王子市の実施する譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体への譲渡とする。

（対象団体の登録）

第 4 条 譲渡を希望する団体は、団体登録申請書（第 1 号様式）に次の各号で定める書類を添えて、保健所長に申請しなければならない。

- (1) 別添 1 に定める誓約書
- (2) 団体の規約（写し）
- (3) 役員名簿及び一時飼養者名簿
- (4) 活動方針及び活動実績
- (5) 活動計画書（譲渡の流れ、譲渡基準、譲渡方法等）
- (6) 代表者の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）※提示のみ

- (7) 代表者が市外在住の場合には、会員の中から選出された市内在住の責任者の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）※提示のみ
- (8) 前各項のほか、保健所長が必要と認める書類
- 2 保健所職員は、前項で規定する申請のあった団体に対し面談を実施する。
- 3 第1項で規定する申請のあった団体について、保健所長は次の各号に定める基準に適合しているか審査を行い、適合する場合には、譲渡対象団体として登録する。
- (1) 本市の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体であること。
- (2) 2名以上の者が、動物愛護及び適正飼養の普及啓発を目的とし、規約に基づき活動していること。
- (3) 活動実績及び活動趣意が保健所の実施する譲渡事業の趣旨に反するものでないこと。
- (4) 関連する法令等の趣旨を理解し、遵守できること。
- (5) 不妊去勢手術を実施していない猫については、譲渡後1年以内に当該手術又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を速やかに実施し、その旨を保健所長に報告できること。
- (6) 成人の代表者がいること。
- (7) 団体の所在地が市内であること。ただし次の各号すべてに該当する場合は、その限りではない。
- ア 団体の活動拠点（連絡窓口・支部等）及び猫の飼養場所が市内に存在すること。
- イ 前号で規定する活動拠点の責任者は、市内に在住する成人であること。
- (8) 飼養場所が集合住宅もしくは賃貸住宅の場合は、猫の飼養が認められていることを確認できる契約書等の書類（写しも可）を提出できること。
- (9) 保健所が実施する調査等（現地訪問を含む）に協力できること。
- (10) 猫の譲渡先として団体名を保健所が公表することに同意できること。
- (11) 前各項のほか、保健所長が必要と認める要件を満たしていること。
- 4 保健所長は、前項に規定する登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に対し、登録通知書（第2号様式）を交付する。

（登録団体の変更・抹消等）

第5条 登録団体は、団体譲渡登録申請書の記載事項に変更があった場合には、登録事項変更届出書（第3号様式）により速やかに保健所長に届け出なければならない。

2 登録団体は、登録の抹消を希望する場合、又は、団体を解散した場合は、速やかに登録抹消届出書（第4号様式）を提出しなければならない。

（登録団体の登録の取り消し）

第6条 保健所長は、前条第2項に規定する届出があった場合、登録団体が第4条第3項に定める基準に適合しなくなった場合、その他、保健所長が必要と判断した場合には、

理由を明示し、当該登録を取り消すことができる。

(登録団体への譲渡)

第7条 保健所職員は登録団体に対して、譲渡猫説明書（第5号様式）をもとに、個々の譲渡対象猫について説明し、適正に飼養できることを確認する。

2 登録団体は、犬、猫等の譲渡申請書（八王子市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成27年八王子市規則第55号）第4号様式）に次の各号に定める書類を添えて、保健所長に申請する。

(1) 飼養場所が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、猫の飼養が認められていることを確認できる契約書等の書類（写し）

(2) 一時飼養会員の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）※提示のみ

(3) 前各項のほか、保健所長が必要と認める書類

3 保健所長は前項の書類を審査し、譲渡について決定する。

(登録団体への物資支給)

第8条 保健所長は、譲渡対象猫のうち生後間もない猫を譲渡する場合、登録団体に対し、別表に定める物資（以下「支給品」という。）を支給する。なお、支給品の購入は、当該年度予算の範囲内において行う。

2 支給品から生じた損害について、八王子市は一切の責任を負わない。ただし、八王子市が支給品を支給した登録団体に対し、当該支給品の瑕疵を知らずながら告げなかった場合において、当該瑕疵から生じた損害については、この限りでない。

3 登録団体は、支給品を受領した場合、支給品受領書（第6号様式）を保健所長に提出しなければならない。

4 登録団体は、支給品を譲渡対象猫の飼養のために使用するものとし、これと異なる用途に用いた場合、同等品を保健所長に返納しなければならない。

5 保健所長は、前項で規定する支給品の用途外使用を行った団体に対し、登録を取り消すことができる。

(登録団体の報告)

第9条 登録団体は、次の各号のいずれかに掲げる事項が生じた場合、譲渡等報告書（第7号様式）により保健所長に速やかに報告しなければならない。

(1) 譲渡を受けた猫を新たな飼い主に譲渡したとき

(2) 譲渡を受けた猫が一時飼養中に死亡したとき

(3) 譲渡を受けた猫に不妊去勢手術を受けさせたとき

2 登録団体は、毎年度末に飼養状況報告書（第8号様式）を保健所長に提出しなければならない。

(登録団体に対する調査等)

第10条 保健所長は、登録団体に対して、必要に応じて実態調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年3月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

別表（第8条第1項関係）

支給品は、譲渡対象猫1匹につき、次の表の左欄に掲げる物品を、それぞれ右欄に定めるア・イのうちいずれかの数量を上限として支給する。

物品	ア	イ
ミルク	810 g	270 g
ペットシーツ	100 枚	100 枚
ウェットティッシュ	210 枚	210 枚
哺乳器	1 個	1 個
離乳食（100 g）	2400 g	4200 g

八王子市保健所長 殿

郵便番号

団体の所在地

届出者 団体の名称

代表者の氏名

電話番号

団体登録申請書

団体	名称			
	所在地	〒		
	電話番号			公開（可・不可）
	メールアドレス			公開（可・不可）
代表者	氏名	（ 歳）		
	住所	〒		
	電話番号			公開（可・不可）
	メールアドレス			公開（可・不可）
市内在住者の 責任者の	氏名	（ 歳）		
	住所	〒		
	電話番号			公開（可・不可）
	メールアドレス			公開（可・不可）
希望する猫	性別	オス・メス・指定なし	成子の別	成・子・指定なし
	毛色	（ ）・何色でもよい		
	猫が高齢または疾病・ハンディキャップがある場合の受け入れ			可能・不可能
	その他			
備考				

八王子市猫の譲渡に関する要綱第6条の規定により団体の登録を抹消された場合について不服を申し立てません。

【職員記入欄】（面談者： ）

添付書類

- 1 誓約書（別添1）
- 2 団体の規約（写し）
- 3 役員名簿及び一時飼養者名簿
- 4 活動方針及び活動実績
- 5 活動計画書（譲渡の流れ、譲渡基準、譲渡方法等）
- 6 代表者の住所及び氏名を確認できる公の証明書（提示のみ）
- 7 市内在住の責任者の住所及び氏名を確認できる公の証明書（代表者が市外在住の場合、提示のみ）

登録通知書

八保衛収第 号
年 月 日

様

年 月 日付で申請のありました団体の登録について、八王子市猫の譲渡要綱第4条第4項に基づき、下記のとおり登録しましたので通知します。

年 月 日

八王子市保健所長

記

- | |
|------------|
| 1 登録団体名称 |
| 2 登録団体所在地 |
| 3 団体代表者名 |
| 4 活動拠点責任者名 |

第3号様式（第5条第1項関係）

年 月 日

八王子市保健所長 殿

郵便番号

団体の所在地

届出者 団体の名称

代表者の氏名

電話番号

登録事項変更届出書

次のとおり、八王子市猫の譲渡に関する要綱第5条第1項の規定により、届け出ます。

変更事項	<input type="checkbox"/> 団体の名称 <input type="checkbox"/> 団体の所在地及び電話番号 <input type="checkbox"/> 代表者又は市内在住責任者の氏名、住所及び電話番号 <input type="checkbox"/> 一時飼養会員の住所、氏名及び電話番号 <input type="checkbox"/> 役員の住所、氏名及び電話番号 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
変更理由		変更年月日	
変更内容	新)		
	旧)		
備考			

注 該当する事項の□にレ印を記入してください。

第4号様式（第5条第2項関係）

八王子市保健所長 殿

郵便番号

団体の所在地

届出者 団体の名称

代表者の氏名

電話番号

登録抹消届出書

団体	名称	
	所在地	〒
	電話番号	
代表者	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
登録抹消年月日	年 月 日	
抹消する理由		
備考		

注 登録通知書を添付すること。

譲渡猫説明書

個体番号：

種類		毛色		性別	オス ・ メス
特徴					
出自	飼い主不明の猫 ・ 飼い主がいた猫				
マイクロチップ	有 (No. _____) ・ 無				
備考	フロントライン（実施済み・未実施） パルボウイルスチェック（陽性・陰性・未実施）				
説明日	年	月	日	説明者	八王子市保健所

私は、八王子市保健所から譲渡対象猫の状態等に関する説明を受け、すべての項目について了承したうえで譲渡を受けることを希望します。また、譲渡を受けるにあたり、下記の事項を遵守します。

年 月 日

氏名 _____

譲渡を受けた登録団体の遵守事項

- 1 動物の本能、習性及び生理等を十分理解するとともに、適正に飼養すること。また、別添2に定める誓約書の内容を遵守し、適正に終生飼養のできる者へ譲渡すること。
- 2 マイクロチップの装着その他所有者明示の措置を講ずること。
- 3 不妊去勢手術を実施していない猫については、譲渡後1年以内に当該手術又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を速やかに実施し、その旨を八王子市保健所長に報告すること。
- 4 室内で飼養すること。
- 5 譲渡を受けた猫を使用して、営利を目的とした活動を行わないこと。
- 6 譲渡を受けた猫の飼養にあたっては、周辺的生活環境に配慮し、近隣からの苦情がないようにすること。
- 7 譲渡を受けた猫に疾病、行動その他について問題があった場合、又はその猫により問題が発生した場合でも、八王子市に対して一切の責任を問わないこと。また、その猫により損害を受けた場合又は与えた場合の賠償、若しくは治療等に要した費用について、八王子市に請求しないこと。
- 8 猫の飼養状況を確認するための保健所が行う調査等に協力すること。

譲渡猫説明書（控）

個体番号：

種類		毛色		性別	オス・メス
特徴					
出自	飼い主不明の猫・飼い主がいた猫				
マイクロチップ	有（No. _____）・無				
備考	フロントライン（実施済み・未実施） パルボウイルスチェック（陽性・陰性・未実施）				
説明日	年	月	日	説明者	八王子市保健所

私は、八王子市保健所から譲渡対象猫の状態等に関する説明を受け、すべての項目について了承したうえで譲渡を受けることを希望します。また、譲渡を受けるにあたり、下記の事項を遵守します。

年 月 日

氏名 _____

譲渡を受けた登録団体の遵守事項

- 1 動物の本能、習性及び生理等を十分理解するとともに、適正に飼養すること。また、別添2に定める誓約書の内容を遵守し、適正に終生飼養のできる者へ譲渡すること。
- 2 マイクロチップの装着その他所有者明示の措置を講ずること。
- 3 不妊去勢手術を実施していない猫については、譲渡後1年以内に当該手術又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を速やかに実施し、その旨を八王子市保健所長に報告すること。
- 4 室内で飼養すること。
- 5 譲渡を受けた猫を使用して、営利を目的とした活動を行わないこと。
- 6 譲渡を受けた猫の飼養にあたっては、周辺的生活環境に配慮し、近隣からの苦情がないようにすること。
- 7 譲渡を受けた猫に疾病、行動その他について問題があった場合、又はその猫により問題が発生した場合でも、八王子市に対して一切の責任を問わないこと。また、その猫により損害を受けた場合又は与えた場合の賠償、若しくは治療等に要した費用について、八王子市に請求しないこと。
- 8 猫の飼養状況を確認するための保健所が行う調査等に協力すること。

第6号様式（第8条第3項関係）

年 月 日

八王子市保健所長 殿

郵便番号

団体の所在地

届出者 団体の名称

代表者の氏名

電話番号

支給品受領書

次のとおり支給品を受領しましたので、八王子市猫の譲渡に関する要綱第8条第3項により提出します。

譲渡年月日	年 月 日	譲渡匹数	匹
-------	-------	------	---

品名	規格	数量	単位	支給上限数 (1匹あたり)		備考
				ア	イ	
ミルク				810 g	270g	
ペットシート				100 枚	100 枚	
ウェットティッシュ				210 枚	210 枚	
哺乳器				1 個	1 個	
離乳食				2,400 g	4,200g	

支給年月日	年 月 日	担当者	
-------	-------	-----	--

第7号様式（第9条第1項関係）

年 月 日

八王子市保健所長 殿

郵便番号

団体の所在地

届出者 団体の名称

代表者の氏名

電話番号

譲渡等報告書

次のとおり、八王子市猫の譲渡に関する要綱第9条第1項の規定により報告します。

報告事項	<input type="checkbox"/> 新たな飼い主への譲渡 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不妊去勢手術の実施（ 年 月 日実施） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
保健所からの受入日	年 月 日		個体番号		
種類		性別	オス・メス	毛色	
<input type="checkbox"/> 不妊去勢手術	実施年月日	年 月 日	動物病院名		
<input type="checkbox"/> 死亡	死亡年月日	年 月 日	(受診した場合) 動物病院名		
	死亡理由				
動物の写真等					
備考					

添付書類

（新たな飼い主へ譲渡したとき）

- ・ 誓約書（別添2）

（譲渡を受けた猫に不妊去勢手術を受けさせたとき）

- ・ 不妊去勢手術に関わる動物病院の領収書（写し）

第7号様式（裏面）

※ 新たな飼い主への譲渡の場合には、以下の欄を新たな飼い主に記入してもらうこと。

<input type="checkbox"/> 新たな飼い主への譲渡				
新たな飼い主	氏名		年齢	
	住所			
	電話番号			
<p>上記の者が譲渡を受けた猫の世話ができなくなった場合は、私が世話を引き受け終生飼養します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏^{ふりがな}名 (歳)</p> <p>電話番号</p>				
飼養所在地				
飼養場所の状況	一戸建て（持ち家・賃貸）・集合住宅（分譲・賃貸）・その他（ ）			
	室内・その他（具体的に ）			
生活形態	同居者構成	名	内訳（年齢）	
飼養に関する同居者の同意		有・無		
主に世話する人	氏名		年齢	
猫の飼養経験	有（ 年）・無	猫の飼養に係る費用負担		可能・不可能
現在飼養中の動物	有	動物種（ ）	頭数（ ）	無
<p>確認事項（了承する事項にレ印を記入）</p> <p><input type="checkbox"/> 猫の飼養に関する法令等を遵守すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 譲渡後、譲渡団体等の調査に協力すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 譲渡団体から保健所へ本書及び誓約書の写しを提出すること。</p>				
備考				

八王子市保健所長 殿

団体の所在地
 団体の名称
 代表者の氏名
 市内在住責任者の氏名

飼養状況報告書(年度)

次のとおり、団体譲渡を受けた猫の飼養状況について報告します。

(年3月31日現在)

番号	保健所からの 受入日	種類	区分	一時飼養会員		新しい飼い主		譲渡日	備考
				氏名	住所	氏名	住所		
			一時飼養・譲渡・死亡						
			一時飼養・譲渡・死亡						
			一時飼養・譲渡・死亡						
			一時飼養・譲渡・死亡						
			一時飼養・譲渡・死亡						
			一時飼養・譲渡・死亡						
			一時飼養・譲渡・死亡						
			一時飼養・譲渡・死亡						
			一時飼養・譲渡・死亡						
			一時飼養・譲渡・死亡						
			一時飼養・譲渡・死亡						
			一時飼養・譲渡・死亡						
			一時飼養・譲渡・死亡						

注1 前年度以前に一時飼養を報告した猫であっても、今年度に繰り越されたものについては再度記入してください。

2 区分が「死亡」の場合は、備考欄に死亡年月日及び死亡理由を記入してください。

別添1（1葉）

八王子市保健所長 殿

誓約書

当団体は、八王子市保健所（以下「保健所」という。）への団体登録にあたり、下記の事項を遵守し、保健所が行う猫の愛護及び適正飼養の普及啓発等に協力することを誓約します。

記

- 1 関連する法令等の趣旨を理解し、遵守すること。
- 2 動物の本能、習性及び生理等を十分理解するとともに、適正に飼養すること。また、適正に終生飼養のできる者へ譲渡すること。
- 3 マイクロチップの装着その他所有者明示の措置を講ずること。
- 4 不妊去勢手術を実施していない猫については、譲渡後1年以内に当該手術又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を速やかに実施し、その旨を八王子市保健所長（以下「保健所長」という。）に報告すること。
- 5 室内で飼養すること。
- 6 譲渡を受けた猫を使用して、営利を目的とした活動を行わないこと。
- 7 団体の代表者は成人とし、活動拠点の責任者は市内に在住する成人とすること。
- 8 譲渡を受けた猫の飼養にあたっては、周辺的生活環境に配慮し、近隣からの苦情がないようにすること。
- 9 譲渡を受けた猫に疾病、行動その他について問題があった場合、又はその猫により問題が発生した場合でも、八王子市に対して一切の責任を問わないこと。また、その猫により損害を受けた場合又は与えた場合の賠償、若しくは治療等に要した費用について、八王子市に請求しないこと。
- 10 猫の飼養状況を確認するための保健所が行う調査等に協力すること。
- 11 猫の譲渡先として団体名を保健所が公表することに同意すること。
- 12 団体内又は団体間におけるトラブル発生防止に努め、トラブルが生じた場合には自ら解決を図ること。
- 13 別添2に定める誓約書の内容を遵守できる者に譲渡を行うこと。
- 14 団体の登録を抹消された場合、そのことについて不服を申し立てないこと。
- 15 その他保健所長が指示する事項に従うこと。

年 月 日

団体名

団体所在地
(代表者住所)

代表者氏名

電話番号

別添1（2葉）

八王子市保健所長 殿

誓約書（控）

当団体は、八王子市保健所（以下「保健所」という。）への団体登録にあたり、下記の事項を遵守し、保健所が行う猫の愛護及び適正飼養の普及啓発等に協力することを誓約します。

記

- 1 関連する法令等の趣旨を理解し、遵守すること。
- 2 動物の本能、習性及び生理等を十分理解するとともに、適正に飼養すること。また、適正に終生飼養のできる者へ譲渡すること。
- 3 マイクロチップの装着その他所有者明示の措置を講ずること。
- 4 不妊去勢手術を実施していない猫については、譲渡後1年以内に当該手術又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を速やかに実施し、その旨を八王子市保健所長（以下「保健所長」という。）に報告すること。
- 5 室内で飼養すること。
- 6 譲渡を受けた猫を使用して、営利を目的とした活動を行わないこと。
- 7 団体の代表者は成人とし、活動拠点の責任者は市内に在住する成人とすること。
- 8 譲渡を受けた猫の飼養にあたっては、周辺的生活環境に配慮し、近隣からの苦情がないようにすること。
- 9 譲渡を受けた猫に疾病、行動その他について問題があった場合、又はその猫により問題が発生した場合でも、八王子市に対して一切の責任を問わないこと。また、その猫により損害を受けた場合又は与えた場合の賠償、若しくは治療等に要した費用について、八王子市に請求しないこと。
- 10 猫の飼養状況を確認するための保健所が行う調査等に協力すること。
- 11 猫の譲渡先として団体名を保健所が公表することに同意すること。
- 12 団体内又は団体間におけるトラブル発生防止に努め、トラブルが生じた場合には自ら解決を図ること。
- 13 別添2に定める誓約書の内容を遵守できる者に譲渡を行うこと。
- 14 団体の登録を抹消された場合、そのことについて不服を申し立てないこと。
- 15 その他保健所長が指示する事項に従うこと。

年 月 日

団体名

団体所在地
(代表者住所)

代表者氏名

電話番号

別添2（1葉）

（団体名）

（代表者名）様

誓約書

私は、譲渡実施者から猫の譲渡を受けるにあたり、下記の事項を承諾及び遵守し、責任をもって適正に終生飼養することを誓約します。

記

- 1 動物の本能、習性及び生理等を十分理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、適正に飼養すること。
- 2 動物を終生にわたり飼養すること。
- 3 飼養にあたり、同居者全員の同意が得られていること。また、同居者に、猫の飼養により健康を害する恐れがある者がいないこと。
- 4 マイクロチップの装着その他所有者明示の措置を講ずること。
- 5 不妊去勢手術を実施していない猫については、譲渡後1年以内に当該手術又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を速やかに実施し、その旨を譲渡実施者に報告すること。
- 6 室内で飼養すること。
- 7 譲渡を受けた猫を使用して、営利を目的とした活動を行わないこと。
- 8 譲渡を受けた猫の飼養にあたっては、周辺的生活環境に配慮し、近隣からの苦情がないようにすること。
- 9 譲渡を受けた猫に疾病、行動その他について問題があった場合、又はその猫により問題が発生した場合でも、譲渡実施者及び八王子市に対して一切の責任を問わないこと。また、その猫により損害を受けた場合又は与えた場合の賠償、若しくは治療等に要した費用について、譲渡実施者及び八王子市に請求しないこと。
- 10 万一、飼養できなくなった場合に備えて、代わって飼養することのできる成人の親族、知人がいること。
- 11 関連する法令等の趣旨を理解し、遵守すること。
- 12 譲渡後6か月から1年以内に猫の状況等について譲渡実施者に報告すること。また、猫の飼養状況を確認するための譲渡実施者が行う調査等に協力すること。

年 月 日

住所

氏名

電話番号

別添2（2葉）

（団体名）

（代表者名）様

誓約書（控）

私は、譲渡実施者から猫の譲渡を受けるにあたり、下記の事項を承諾及び遵守し、責任をもって適正に終生飼養することを誓約します。

記

- 1 動物の本能、習性及び生理等を十分理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、適正に飼養すること。
- 2 動物を終生にわたり飼養すること。
- 3 飼養にあたり、同居者全員の同意が得られていること。また、同居者に、猫の飼養により健康を害する恐れがある者がいないこと。
- 4 マイクロチップの装着その他所有者明示の措置を講ずること。
- 5 不妊去勢手術を実施していない猫については、譲渡後1年以内に当該手術又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を速やかに実施し、その旨を譲渡実施者に報告すること。
- 6 室内で飼養すること。
- 7 譲渡を受けた猫を使用して、営利を目的とした活動を行わないこと。
- 8 譲渡を受けた猫の飼養にあたっては、周辺的生活環境に配慮し、近隣からの苦情がないようにすること。
- 9 譲渡を受けた猫に疾病、行動その他について問題があった場合、又はその猫により問題が発生した場合でも、譲渡実施者及び八王子市に対して一切の責任を問わないこと。また、その猫により損害を受けた場合又は与えた場合の賠償、若しくは治療等に要した費用について、譲渡実施者及び八王子市に請求しないこと。
- 10 万一、飼養できなくなった場合に備えて、代わって飼養することのできる成人の親族、知人がいること。
- 11 関連する法令等の趣旨を理解し、遵守すること。
- 12 譲渡後6か月から1年以内に猫の状況等について譲渡実施者に報告すること。また、猫の飼養状況を確認するための譲渡実施者が行う調査等に協力すること。

年 月 日

住所

氏名

電話番号